

○富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則（抜粋）

（地下水採取の届出）

第 19 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、地下水採取届出書（第 21 号様式）及び地下水使用計画書（第 22 号様式）によるものとする。

2 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- （2） 地下水採取の理由
- （3） 地下水を使用する事業所等の所在地及び名称
- （4） 揚水設備の設置場所及び揚水設備等の構造
- （5） 地下水の計画採取量及びその用途
- （6） 揚水設備設置工事の着手及び揚水設備使用開始の予定年月日
- （7） 地下水使用計画

3 条例第 17 条第 2 項による届出は、地下水採取変更届出書（第 23 号様式）により行うものとする。

4 条例第 17 条第 1 項ただし書の規則で定める揚水設備は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害等の発生により応急措置として設置する揚水設備
- （2） 法令に基づく許可を得て設置する揚水設備

5 前項第 1 号の揚水設備を設置する者は、その工事に着手した後、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

（地下水採取の届出事項の確認）

第 20 条 市長は、前条第 1 項の届出書を受理したときは、現地において地下水採取の届出事項を確認するものとする。